

## パート主婦の税金・社会保険

ここ数年の不況による企業の人件費削減戦略の中で、パートの活用がかなり重要になってきています。必要な時、必要な人を安い給料で配置できることが、パート採用のメリットです。ところが、公租公課はこれを根底から揺るがず方向に走っています。

今月は、これらの動きをまとめてみました。

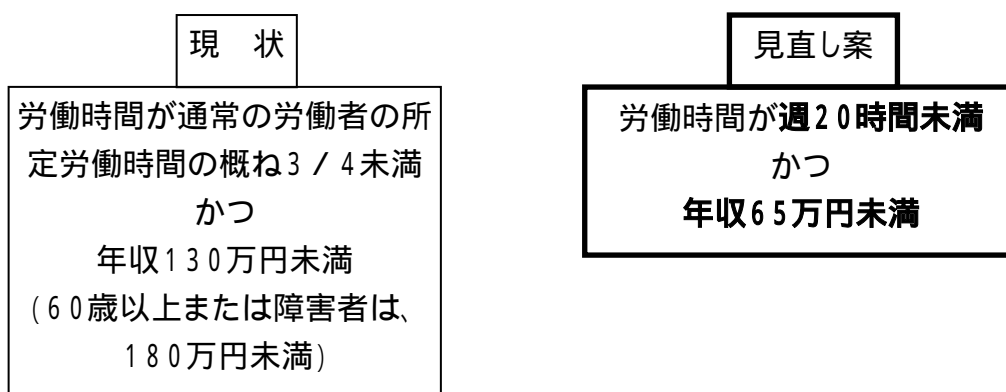
以下の内容は、夫が働き、妻はパートで家計を支える家庭という条件で記述しています。なお、非専門家でも理解できるよう、本来の用語でなく、平易な言葉に置き換えている箇所があります。

### 【1】 社会保険の動き

厚生労働省は、厚生年金の適用範囲を拡大しようとする案などを提示しました。厚生年金と健康保険は連動しているので、この案によると、**社会保険料が免除される(夫の健康保険の扶養となり、かつ国民年金の第3号被保険者 1となる)**パート主婦の範囲が変更となります。

現状：労働時間が、通常の労働者の所定労働時間の概ね3 / 4未満、かつ、年収130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未)

見直し案：労働時間が週20時間未満、かつ、年収65万円未満



被扶養者の範囲を狭めることにより、正社員として働いている女性と、パートで働く主婦との差を縮め、「負担と給付のバランス」を目指し、収入があるにもかかわらず、保険料を納付せずに老齢年金が受給される主婦層の数を減らすことが目的です。

1 国民年金の第3号被保険者：厚生年金、共済年金に加入している被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満である人をいいます。国民年金保険料を納付せずに、将来年金を受給できます。

## 【2】 税務の動き

配偶者特別控除 2を廃止することが決定しています。所得税は平成16年から、住民税は平成17年から実施されます。

2 配偶者特別控除：妻の収入が増加するにつれ、扶養控除額(所得から差し引ける金額)が徐々に減少します。これは、主婦の収入が、夫の扶養となれる金額のボーダーラインを1円でも超えれば、夫の税負担が急激に増加するので、これを回避するために設けられました。

## 【3】パート主婦と夫の税金・社会保険

### 1)現在 主婦の年収が

141万円未満 夫の税金計算において配偶者控除と配偶者特別控除のいずれか、あるいは両方を受けられる

130万円未満 主婦に社会保険の負担がない

103万円以下 主婦に所得税がかからない

100万円以下 主婦に住民税がかからない

### 2)見直し後 主婦の年収が

103万円以下 主婦に所得税がかからない

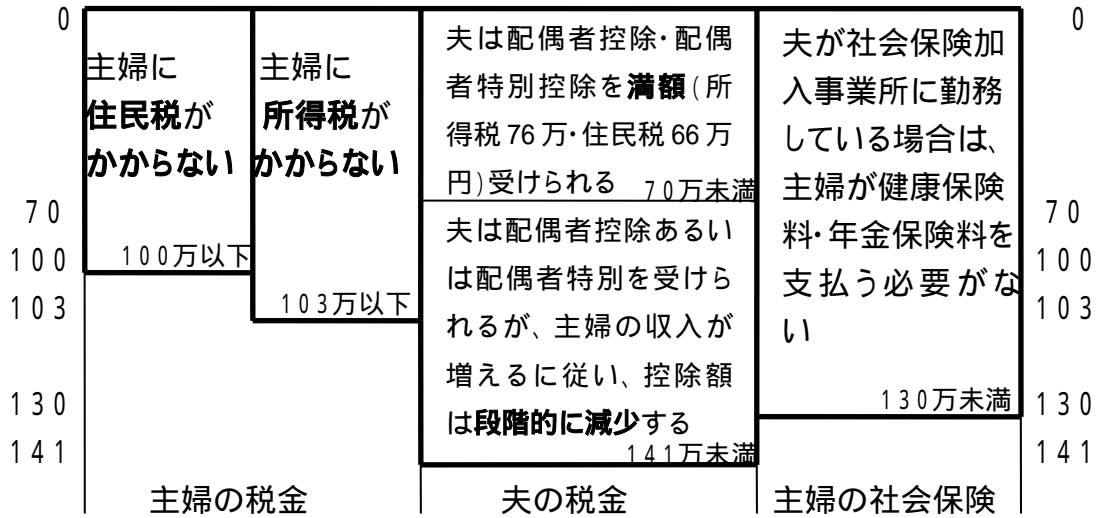
103万円未満 夫の税金計算において配偶者控除を受けられる

100万円以下 主婦に住民税がかからない

65万円未満 主婦に社会保険の負担がない

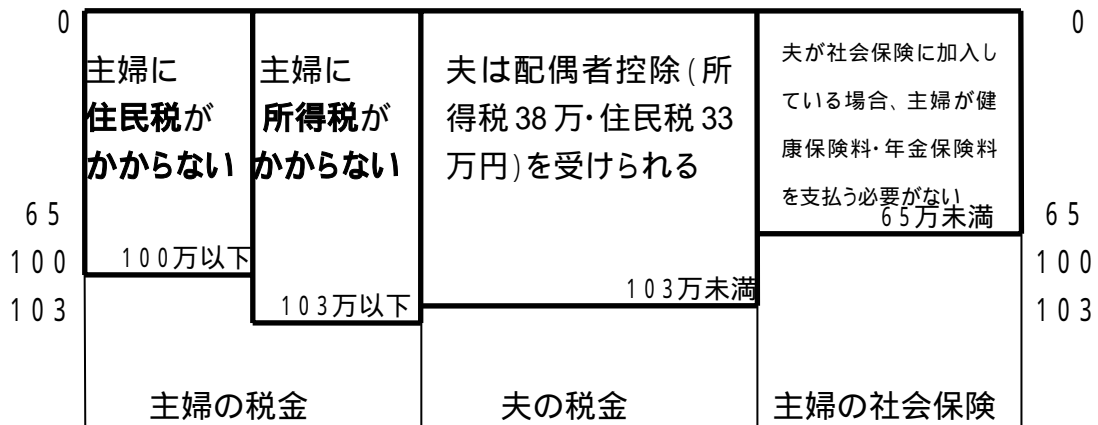
1) 現在

パート年収(万円)



2) 見直し後

パート年収(万円)



パート主婦は年収を100万円以下に抑えている人が多いため、現状では社会保険料を徴収されることはまずあり得ません。しかし、今回の見直しが原案通り実施されると、パートは

年収を65万円未満に抑え、無負担の範囲で働く

税金・社会保険料を支払ってでもバリバリ働き、たくさん稼ぐ

と分かれることでしょう。

#### 【4】 企業の立場

パートが社会保険加入となると、給与の11% (政府管掌健康保険 3の場合)の社会保険料負担額が増加します。社会保険料増加を理由に賃下げは不可能でしょうから、企業は以下の対応が必要となるでしょう。

- 1) パートも社会保険加入とし、より効率性を高めることにより、負担増を回避する。
- 2) パート全員を年収65万円未満となるように、午前のパート・午後のパートと分ける。あるいは、週の勤務日数を減少させる。すなわち、パートの頭数を増加させる。

3 政府管掌健康保険 : 健康保険組合が設立されていない事業所で働く社員 (被保険者) が加入する健康保険で、政府が管掌しており、事務は社会保険事務所などで行っています。健康保険組合の場合、各健康保険組合によって保険料率が事業主との負担割合も異なります。

#### 【5】 パートの立場

上記【4】2)となった場合、午前と午後で、あるいは曜日によって、別の会社で勤務することになるでしょう。しかし、収入要件で社会保険では夫の扶養となれないので、国民健康保険に加入し、国民年金の第1号被保険者 4に加入する必要性が発生します。

例1-1) 午前・午後に働く会社からの年収合計が102万円の場合

現状 : 社会保険料の本人負担 = 0

所得税・住民税の本人負担 = 合計2,000円 5

夫の配偶者の扶養控除額 = 所得税41万円・住民税36万円 6

見直し案 : 社会保険料の本人負担 = 健康保険料64,500円 7 + 国民年金  
159,600円

所得税・住民税の本人負担 = 合計2,000円

夫の配偶者の扶養控除額 = 所得税38万円・住民税33万円

例1-2) 午前・午後に働く会社からの年収合計が103万円の場合

現状 : 社会保険料の本人負担 = 0

所得税・住民税の本人負担 = 合計2,500円 5

夫の配偶者の扶養控除額 = 所得税38万円・住民税33万円 6

見直し案 : 社会保険料の本人負担 = 健康保険料65,200円 7 + 国民年金

159,600円

所得税・住民税の本人負担 = 合計2,500円  
夫の配偶者の扶養控除額 = 0

例2-1) 年収64万円の場合

現状 : 社会保険料の本人負担 = 0  
所得税・住民税の本人負担 = 0  
夫の配偶者の扶養控除額 = 所得税76万円・住民税66万円 6  
見直し案 : 社会保険料の本人負担 = 0  
所得税・住民税の本人負担 = 0  
夫の配偶者の扶養控除額 = 所得税38万円・住民税33万円 6

例2-2) 年収65万円の場合

現状 : 社会保険料の本人負担 = 0  
所得税・住民税の本人負担 = 0  
夫の配偶者の扶養控除額 = 所得税76万円・住民税66万円 6  
見直し案 : 社会保険料の本人負担 = 38,200円 7  
所得税・住民税の本人負担 = 0  
夫の配偶者の扶養控除額 = 所得税38万円・住民税33万円 6

このように、ある一定の線をもって、急に負担額が増加するラインがあります。見直し後は、社会保険料は年収65万円、税金は103万円が急激に負担増となるラインになります。これらボーダーラインを少し超えた程度の年収では、かえって負担が増加するだけです。どうせなら、しっかり稼ぐ方法を検討することが得策でしょう。

4 国民年金の第1号被保険者 : 20歳以上60歳未満の自営業者、学生または年収が130万円以上で夫の被扶養者になれない主婦などが該当します。参考までに国民年金の第2号被保険者は、厚生年金、共済年金に加入している人です。

5 特別減税は考慮していません、また住民税率は標準税率です  
(地方税では、自治体によって標準税率より高い税率を課することが可能です)

6 控除額に×税率(収入により変わります)が、税負担の減少額です

7 千葉市の場合(自治体により金額は異なります)、また介護保険料は考慮していません

## 【6】 総括

現実問題として、効率性を高めることにより、社会保険負担増分を企業が回避することは困難であると思います。既に効率性はかなり追求されており、効率性を追求できなかった企業は既に倒産しています。

中小企業のパートの人事政策から、社会保険料負担増を回避する方策が採られるものと思われます。

監修：社会保険労務士 庄司英尚先生